

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

松原市上下水道部より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

●更新については、円滑な更新を図るため、上表からグループ分け(申請期間の設定)を行い、各指定給水工事事業者さま宛てに、郵送にて通知します。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第1号及び第2号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法第25条の8及び法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ①給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ

松原市上下水道部上下水道管理課 管路維持普及係 TEL:072-334-1550(内線2751)